

佐賀県過疎地域持続的発展方針

令和8年度～令和12年度

令和7年12月

佐賀県

目 次

I	基本的な事項	1
1	過疎地域の現状	1
(1)	地域の分布	1
(2)	人口の動き	1
(3)	土地利用	3
(4)	産 業	4
(5)	道路・交通・通信網	6
(6)	生活環境施設等	7
(7)	高齢者等の保健及び福祉	7
(8)	医 療	8
(9)	教育文化施設	8
(10)	財 政	9
2	過疎地域の課題	9
(1)	土地利用	9
(2)	産 業	9
(3)	道路・交通・通信網	11
(4)	生活環境施設等	12
(5)	高齢者等の保健及び福祉	12
(6)	医 療	13
(7)	教育文化施設	13
(8)	財 政	13
(9)	公 共 施 設	13
(10)	集 落	13
(11)	各地域における現状と課題	13
3	過疎地域持続的発展の基本的な方向	15
(1)	基本的な方向	15
(2)	各地域の基本的な方向	16
4	広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	18
II	移住及び定住、地域間交流の促進、人材の育成	19
1	移住及び定住	19
2	地域間交流の促進	19
3	人材の育成	19

III	産業の振興	20
1	産業振興の方針	20
2	農林水産業の振興	20
	(1) 農業	20
	(2) 林業	22
	(3) 水産業	23
3	地場産業の振興	25
4	企業の誘致	25
5	起業の促進	26
6	商業の振興	26
7	観光	26
8	港湾	28
9	情報通信産業の振興	28
IV	情報化	29
1	通信施設の整備	29
2	情報通信技術（ICT）の利活用の推進	29
	(1) 情報セキュリティ等の向上	29
	(2) ICT人材・団体の育成	29
	(3) ICTによる地域活性化	29
	(4) テレワーク等の推進	29
	(5) 行政手続のオンライン化	30
	(6) 行政保有データのオープンデータ化	30
	(7) マイナンバー制度の普及及び活用	30
V	交通施設の整備、日常的な交通手段の確保	30
1	交通通信体系の整備の方針	30
	(1) 道路整備	30
	(2) 農道、林道、漁港関連道	30
	(3) 公共交通機関	31
2	県道及び市町村道の整備	31
3	農道、林道及び漁港関連道の整備	31
4	住民の日常的な移動のための交通手段の確保	31
VI	生活環境の整備	31
1	生活環境の整備の方針	31
2	水道、污水处理施設等の整備	31
	(1) 水道施設	31
	(2) 下水道等污水处理施設	32
	(3) 廃棄物処理施設	32

3	消防・救急・防災施設の整備	32
VII	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	33
1	子育て環境の確保	33
2	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	33
3	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	33
	(1) 要支援・要介護高齢者対策	33
	(2) 介護予防・生活支援対策の推進	34
	(3) 生きがい対策の推進	34
4	児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	34
VIII	医療の確保	35
1	医療の確保の方針	35
IX	教育の振興	36
1	教育振興の方針	36
2	公立小中学校等教育施設の整備	36
3	集会施設、体育施設、文化施設等の整備	37
X	集落の維持・整備	37
1	集落機能の維持	37
2	集落の整備	37
XI	地域文化の振興等	38
1	地域文化の振興等の方針	38
2	地域文化の振興等に係る環境整備	38
XII	再生可能エネルギーの利用の推進	38
1	再生可能エネルギーの利用の推進	38
	(1) 洋上風力発電	39
	(2) 小水力発電	39
	(3) 地中熱利用	39
	(4) 木質バイオマス発電	39

佐賀県過疎地域持続的発展方針

I 基本的な事項

1 過疎地域の現状

(1) 地域の分布

本県の過疎地域は、県下20市町のうち11市町（このうち5市1町は、一部の区域が過疎地域とみなされる市町）である。対象地域を地理的な条件から大別すると、①脊振山系に属する北部山間地域、②玄界灘に面した北部沿岸地域、③天山山麓から北西部に至る県央地域、④黒髪連山に面した県西地域、⑤佐賀平野に面した杵島地域、⑥有明海に面した南部沿岸地域の6地域である。

過疎地域が全市町に占める割合は、市町数で55.0%、面積では総面積2,440km²に対し、37%（903km²）を占めている。（市町の一部の区域が過疎地域とみなされている市町の面積、人口規模については、その区域の面積及び人口による。以下同じ。）

表1 過疎地域区分

地域区分	過疎地域
北部山間地域	佐賀市のうち旧富士町及び旧三瀬村の区域 唐津市のうち旧七山村の区域、神埼市のうち旧脊振村の区域
北部沿岸地域	唐津市のうち旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町の区域
県央地域	唐津市のうち旧相知町及び旧巖木町の区域、多久市
県西地域	有田町のうち旧有田町の区域
杵島地域	武雄市のうち旧北方町の区域、小城市のうち旧芦刈町の区域 大町町、江北町、白石町
南部沿岸地域	太良町

(2) 人口の動き

① 人口の動き

人口の動きを国勢調査人口で見ると、表2のとおり、昭和35年の942,874人から減少を続けていた県全体の人口は、昭和50年の837,674人を底として、増加に転じ昭和60年の880,013人に達した。その後増減を繰り返し令和2年に、811,442人となった。

なお、令和2年の過疎地域の人口は120,563人で、県全体の14.8%となっている。

表2 人口の動き

区 分	県 (人)	過疎地域 (人)	割合 (%)
昭和35年	942,874	269,373	28.6
昭和40年	871,885	224,419	25.7
昭和45年	838,468	192,909	23.0
昭和50年	837,674	180,751	21.6
昭和55年	865,574	180,366	20.8
昭和60年	880,013	178,160	20.2
平成2年	877,851	171,784	19.6
平成7年	884,316	165,002	18.7
平成12年	876,654	158,287	18.1
平成17年	866,369	150,898	17.4
平成22年	849,788	141,518	16.7
平成27年	832,832	130,903	15.7
令和2年	811,442	120,563	14.8

・国勢調査

・表中の過疎地域は、令和7年度4月1日時点の過疎地域の数値

② 過疎地域の人口の推移

過疎地域の人口の減少傾向は緩和しつつあったが、昭和55年から再び減少傾向が強まる兆しを示している。

表3 過疎地域の人口の推移

区 分	増減数 (人)	増減率 (%)
昭和35年：昭和40年	△ 44,954	△ 16.7
昭和40年：昭和45年	△ 31,510	△ 14.0
昭和45年：昭和50年	△ 12,158	△ 6.3
昭和50年：昭和55年	△ 385	△ 0.2
昭和55年：昭和60年	△ 2,206	△ 1.2
昭和60年：平成2年	△ 6,376	△ 3.6
平成2年：平成7年	△ 6,782	△ 3.9
平成7年：平成12年	△ 6,715	△ 4.1
平成12年：平成17年	△ 7,389	△ 4.7
平成17年：平成22年	△ 9,380	△ 6.2
平成22年：平成27年	△ 10,615	△ 7.5
平成27年：令和2年	△ 10,340	△ 7.8

③ 人口の年齢別構成

過疎地域の年少人口及び生産年齢人口の割合は低下し、老年人口割合は上昇している。

表4 人口の年齢別構成

(単位：%)

区 分	平成27年 (A)			令和2年 (B)			(B) - (A)		
	過疎 a	県 b	a-b	過疎 a	県 b	a-b	過疎 a	県 b	a-b
年少人口 (14歳以下)	12.0	14.0	△2.0	11.3	13.5	△2.2	△0.7	△0.5	△0.2
生産年齢人口 (15～64歳)	54.5	58.3	△3.8	50.6	55.9	△5.3	△3.9	△2.4	△1.5
老年人口 (65歳以上)	33.5	27.7	5.8	38.1	30.6	7.5	4.6	2.9	1.7

・令和2年国勢調査

(3) 土地利用

一部過疎地域を除いた数値で見た場合、過疎地域は県全体の土地利用割合と比べ林野の割合が低く、田、畑、樹園地等の営耕地割合は高い状況である。

表5 土地利用状況

(単位：k m²)

区 分	県	過疎地域 (一部過疎地域を除く)
総面積	2,440.7	306.8
耕地(田、畑、樹園地等)	499.0 (20.4%)	105.8 (34.5%)
林野	1,106.1 (45.3%)	107.8 (35.1%)
その他(宅地、工業用地、 河川、道路等)	835.6 (34.3%)	93.2 (30.4%)

・総面積：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」R2.10.1

・耕地：農林水産省「令和5年度概要調査」

・林野：農林水産省「農林業センサス」R2.2.1

・その他の数値は、総面積から耕地及び林野を差し引いて算出

・最新の統計では市町村合併により一部過疎地域のデータが抽出できないため、表中の「過疎地域」欄には一部過疎地域を除いた数値を記載

(4) 産 業

① 所得

一部過疎地域を除く過疎地域の一人当たり市町民所得は、令和2年度時点で、県平均の84.2%であり、県平均を大幅に下回っている。

表6 一人当たり市町民所得の状況

単位：千円、%

区 分	県	過 疎 地 域	対県比率
平成29年度 (A)	2,630	2,267	86.2
令和2年度 (B)	2,744	2,311	84.2
(B) - (A)	114	44	△2.0

・佐賀県「市町民経済計算報告書」令和3年度版

・令和3年度版の報告書では、市町村合併により過疎地域のデータが抽出できないため、表中の「過疎地域」欄には一部過疎地域を除いた数値を記載

② 就業構造

就業人口を平成27年と令和2年で比較すると県全体と過疎地域ともに減少した。産業別には、県全体も過疎地域も第1次産業と第2次産業の人口割合が低下し、第3次産業の割合は上昇した。過疎地域は県全体と比べ第1次産業の割合が高く、第3次産業の割合が低くなっている。

表7 就業人口の構成

区分		平成27年 (A)	令和2年 (B)	(B) - (A)
過 疎 地 域	第1次産業	18.0%	15.5%	△2.5%
	第2次産業	25.0%	24.5%	△0.5%
	第3次産業	57.0%	57.6%	0.6%
	過疎計	66,192人	61,995人	△4,197人
県 全 体	第1次産業	8.7%	7.3%	△1.4%
	第2次産業	24.2%	23.4%	△0.8%
	第3次産業	67.1%	66.8%	△0.3%
	総計	410,237人	400,264人	△9,973人

・国勢調査

③ 農業

本県の農業・農村は、新鮮・良質・安全な食料の安定供給をはじめ、県土・環境の維持保全や、自然・文化資源の提供など多面的で重要な機能を果たすとともに、農業生産活動を通じて地域経済・社会の発展にも大きく寄与している。

しかしながら、近年の農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の減少、高齢化や雇用労働力不足の進行、気候変動の影響による農産物被害や生産資材費の高騰等による農業所得の伸び悩み、農業用水利施設等の老朽化による維持管理費の増加、さらに

は、中山間地域を中心とした耕作放棄地の増加、有害鳥獣被害の発生など厳しい状況にある。

このような中、過疎地域においては、気象条件などの地域特性を活かした野菜、果樹、畜産等の農畜産業が展開されているものの、特に中山間地域では圃場条件が厳しいことなどから、ほかの地域に比べ農業生産性は低い状況にある。

④ 林業

本県の私有林人工林率は67%と全国で最も高く、その資源は成熟し、建築用の資材などに利用できる46年生以上の収穫期に達した森林が約8割を占める状況にある。

しかしながら、林業・木材産業を取り巻く環境は、輸入木材の影響等による木材価格の長期低迷や林業の担い手の減少により、厳しい状況が続いている。

また、森林の管理を担ってきた山村地域は、過疎化や高齢化の進行等により、集落機能の維持が憂慮されており、過疎地域を含めて、森林の適切な管理が行われず、将来的に荒廃した森林の増加が懸念される状況となっている。

⑤ 水産業

本県では、玄界灘、有明海という環境条件が全く異なる海域で、それぞれの漁場特性を活かした漁業が営まれている。

しかし、近年の水産業を取り巻く情勢は、気候変動による海域環境の変化に伴い、一層厳しさを増しており、過疎地域の沿岸においても、貧酸素水塊、有害赤潮の発生による水質・底質環境の悪化などにより、水産資源は減少している。

流通については、水産資源の減少に加え、北部沿岸地域では、近隣市場との競合や活魚を中心とした直接取引の増加など流通の多様化により市場外流通量が増加しており、杵島地域及び南部沿岸地域では、特殊な魚種が多く流通経路も限られていることから、買受人の減少や産地市場の機能が低下し、市場価格が低迷している。

⑥ 工業

本県における企業誘致の現状は、平成27年以降、製造業を中心に令和6年3月末現在で、224件の進出があつている。

過疎地域においては、県央地域、県西地域及び杵島地域を中心に誘致企業全体の約9%となる21社の進出があつた。

⑦ 地場産業等

地域内発型の産業の振興が、地域経済の振興に果たす役割は大きい。県内の地場産業は、食品、陶磁器、家具製造等の軽工業が大きなウエイトを占めており、生活に密着した消費財の生産を主とする構造となっている。

⑧ 商業

過疎地域の商業形態は、主要道路沿いに大型店舗等が立地し、一定の集積が見られる地域もあるが、地域内住民の日常的購買を中心とするものがほとんどである。

また、自家用車依存社会の進展、インターネット、スマートフォン等の普及等の消費者ニーズの多様化、高度化により、地域外への消費の流出がみられるなど過疎地域の事業者にとっても厳しい状況が続いている。

⑨ 観 光

本県は、温暖な気候の下に玄界灘・有明海という性格の異なる2つの海、豊かな緑、広大な平野など優れた自然環境を有し、地域固有の歴史や伝統、文化といった観光資源を数多く有している。

観光客の旅に求めるニーズが多様化していることから、旅行形態は団体旅行から個人旅行へ移行している。

過疎地域の中には、地域固有の観光資源を活かした観光地づくりに取り組んでいる地域も見受けられる。

⑩ 港 湾

本県の港湾は、重要港湾2港及び地方港湾7港があり、過疎地域においては、呼子港、仮屋港、星賀港、住ノ江港、大浦港の5港の地方港湾があり、その取扱貨物量が県全体港湾取扱貨物量に占める割合はわずかであるものの、沿岸漁業基地港、また離島航路や観光遊覧船の発着港となっており、地域に密着した港湾として重要な役割を果たしている。

(5) 道路・交通・通信網

過疎地域における道路・交通・通信網は、社会、経済、文化活動の基盤である。

① 道 路

県内の過疎地域は、これまでの積極的な取組みにより、改良が進んでいるものの、移動手段のほとんどを自動車交通に依存している地域において、道路網の整備は極めて重要な課題となっている。

② 地域の生活交通の確保

自家用車依存社会の進展に伴い、地方の公共交通機関は厳しい経営環境が続いている。特に過疎地域においては、輸送需要の減少によるバス路線の廃止等に対して、高齢者、児童・生徒等の移動手段をどう確保するかが課題となっており、民間バス会社への委託や補助によるバスの運行や通学費の一部財政負担を行っている市町もある。

③ 鉄 道

本県内にはJR鹿児島本線、JR長崎本線、JR佐世保線、JR唐津線、JR筑肥線、甘木鉄道及び松浦鉄道がある。そのうち過疎地域内には、JR長崎本線、JR佐世保線、JR唐津線、JR筑肥線及び松浦鉄道が運行している。

鉄道は都市と地域あるいは地域と地域の交流を促進し、地域の活性化を図るうえで、極めて重要な公共交通機関となっていることから、運行時間や運行本数の改善等

の利便性向上に対する住民の要望が強い。

④ 通信施設

本県では、これまで、超高速ブロードバンドの未整備地区及び携帯電話の不感地区の解消を掲げ、民間通信事業者に整備を働きかけるとともに、ケーブルインターネットの高度化や市町の施設整備に対する財政支援などを行ってきた結果、固定系通信又は移動系通信により超高速ブロードバンドを利用できる環境や携帯電話の通信環境について整備が進んできたところである。

(6) 生活環境施設等

① 水道

令和5年度末の総人口に対する給水人口の割合は、県平均95.9%である。過疎地域の給水人口の割合は89.6%である。

② ごみ処理施設等

ごみ処理施設について、県央地域（唐津市）の焼却施設は老朽化が進んでいる。

③ 下水道等污水处理施設

令和5年度末における下水道等污水处理施設（公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等）の県内の普及率は87.7%である。過疎地域の普及率は74.8%と低い状況にある。

④ 消防

広域市町村圏等によって、県下全域に常備消防体制及び消防緊急施設が整備されている。

(7) 高齢者等の保健及び福祉

① 高齢者の保健及び福祉

本県の高齢化率は令和2年で30.6%と全国平均の28.6%を上回っている。過疎地域の高齢化率は令和2年の国勢調査では、県平均の30.6%に比べ9.1ポイントも高く39.7%となっている。

② 児童の保健及び福祉

佐賀県は共働き家庭の割合が令和2年で57.3%（全国第8位）と高く、また、結婚観・価値観など個人の意識の変化による未婚化・晩婚化の進行、育児の負担感や仕事と育児の両立の負担感などを背景とした少子化が進行している。

③ 障がい者の保健及び福祉

障がい者の高齢化が進んでおり、よりきめ細かい事業展開が求められている。

(8) 医療

過疎地域はその他の地域に比べて、医療機能が充実していない場合も多く、開業医が高齢化している地域が多い。

(9) 教育・文化施設等

① 児童・生徒数

令和7年5月現在の過疎地域の小中学校の学校数、児童・生徒数は、小学校33校(本校31校、分校2校)、3,967人、中学校19校、2,082人、義務教育学校4校、1,602人である。

過疎地域における1校あたりの児童・生徒数は、小学校120人、中学校107人、義務教育学校401人(県平均小学校261人、中学校257人、義務教育学校345人)で、小規模学校が多い。

② 複式学級

過疎地域における小中学校の複式学級数は、令和7年5月現在では23学級で、全県下42学級の55%程度を占めている。

③ 高校等進学

過疎地域における中学校卒業者の高校進学率は、令和7年3月卒では98.6%で、県平均の98.5%に比べ同等であるが、離島においては100%となっている。

④ 施設整備

過疎地域における小中学校の施設整備については、危険校舎への対応が完了しており、危険校舎等の割合は県平均(0.9%)より低い状況にある。

⑤ 学校教育

学校教育においては、児童・生徒が高い志と理想を持って、困難に立ち向かい克服していくため、一人一人が自己の持つ個性と能力を最大限に発揮し、様々な可能性を伸ばすなど、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和がとれた生きる力を確実に育むとともに、国際的視野に立ち、社会経済の進展に創意を持って対応し、文化の創造や産業の振興など社会や地域の発展に貢献できるよう、心身ともにたくましい県民の育成が求められている。

⑥ 社会教育施設

公民館は、過疎地域においても全市町に設置されているが、図書館は、過疎地域では9市町(全県下17市町)で設置されており、設置率は81.8%(全県下85.0%)と県平均より低い。

⑦ 文化施設

文化ホールを有する市町立施設は、過疎地域では8市町(全県下16市町)で設置

されており、設置率は72.7%（全県下80%）と、県平均より低い。

（10）財 政

県内過疎地域の財政力指数は0.32（令和4～令和6年度：全域過疎指定市町のみ）であり、県平均の0.51と比べると依然としてその格差は大きいものがある。これは、過疎地域が他の地域と比べ、人口、商工業等の集積が低く、税収が少ないことによるものと考えられ、歳入構造を見ると地方交付税や地方債に依存しており、過疎地域を取り巻く財政環境は厳しい状況にある。

2 過疎地域の課題

（1）土地利用

特に過疎地域においては、人口減少、少子高齢化の更なる進行等により、空き地・空き家や荒廃農地、荒廃森林の増加といった土地の管理水準の低下が懸念される。

今後、県土資源の適切な管理や質的向上を図るとともに、地域の特性を生かした土地の有効活用を図ることが重要な課題である。

（2）産 業

第1次産業のウエイトが高い過疎地域においては、今後さらに農林水産業の振興を図るとともに、若者の定住を促進するうえから、地域の実情に応じて産業の高度化や起業の促進について検討するとともに、所得の向上のための対策を講じていくことが極めて重要な課題である。

① 農 業

高齢化等による担い手不足や地域活動の減少により農村地域の活力低下が危惧される中、今後、地域の活性化を図っていくためには、それぞれの集落や産地が主体となり、行政や関係機関・団体と連携しながら十分な話し合いを行ったうえで、農地の維持・集積、農作業の受け皿となる農作業受託組織等の体制づくり、有害鳥獣被害対策、生活環境基盤や農業用施設の維持・補修など、課題解決に向けた取組を行っていく必要がある。

さらに、農村の維持・発展のためには農業所得の確保が必要になることから、新規品目・新品種の導入やAI・IoTの活用等による生産性の向上、地域の特性を活かした農産加工品づくりや農家民宿などの農村ビジネスの創出などにより、稼ぐ農業を確立することで、農業を次世代に繋げる好循環を生み出していく必要がある。

② 林 業

利用可能な時期を迎えた豊富な森林資源を有効に活用できるよう、森林施業の集約化や機械化などを推進して、「木を伐って、使う。伐った跡には、植えて、育てて、また伐る」という森林、林業の好循環を拡大し、「持続可能な森林・林業の確立」を目指していく必要がある。

③ 水産業

種苗放流を中心とした栽培漁業の推進とそれらの育成場である漁場整備、併せて資源管理を一体的に推進し、資源の維持・増大及び漁業生産の安定向上を図る必要がある。特に、近年の気候変動の影響に対応可能な漁業技術・手法の確立が必要である。

市場機能向上と漁業協同組合による共同集出荷体制を確立するとともに、これまでに築いてきた「唐津ん魚」ブランドの維持・向上や新たなブランドを確立することで、水産物価格の向上を図り、漁船漁業の進行を目指す必要がある。

また、つくり育て管理する漁業推進のための生産基盤の整備、快適で潤いのある生活環境及び就労環境の改善など生活基盤の整備などを推進する必要がある。

加えて、漁村地域については、地域ならではの体験を通じた海業を推進することにより、地域の活性化を図る必要がある。

④ 工業

地域経済の活性化を図っていくためには、過疎地域を含む佐賀県内産業全体での相乗効果の発現、付加価値創出額の増加とともに、若者を中心とした人材の県内就職者数の増加が必要である。

⑤ 地場産業等

近年の所得水準の向上、自由時間の増大が、生活者ニーズの一層の多様化、高度化をもたらした一方で、長引く消費の低迷、低価格輸入品の影響により、陶磁器、家具等の地場産業については、かつてなく厳しい状況にある。この状況に本県の地場産業が対応していくには、生活者ニーズの動向を踏まえ、製品の多様化、高級品化、差異化に配慮した商品化、企業化を促進する必要がある。

そのためには、既存の地場産業については、新商製品の開発及び価値訴求、情報通信技術等を活用した販売促進や情報発信、各種物産展によるPR等を通じた販路の拡大に努めるとともに、創業を目指す人が、自らの意志と能力を発揮し、事業を起こせるように地域全体がスタートアップを支援する必要がある。

⑥ 商業

商業者は、少子化に伴う人口減少等による経済社会の構造的変化により、需要の低下、人材不足などの様々な経営課題に直面しており、また、IT化やグローバル化が進展する中、地域の活性化を図るためには、自らの事業を取り巻く経営環境に的確に対応しながら、また、その将来を見据えながら、事業を持続的に発展させていくことが重要である。

そのために、経営課題を把握し、技術・ノウハウ、人材、商品等の経営資源を磨き上げ、販路開拓、生産性の向上、人材の確保など、経営力の向上に意欲的に取り組む必要がある。

⑦ 観光

観光客等の誘致促進を図るためには、観光資源の磨き上げ、受入環境の整備、ターゲットに届く情報発信などに努めていく必要がある。

過疎地域においては、山野、森林、海、湖沼等の豊かな自然を活かし、生態系や景観の保全など自然環境との調和を図りながら、多様な観光資源の磨き上げが重要であり、その実現には、地域における観光の担い手育成などが求められる。

⑧ 港 湾

これまでの港湾整備事業により、過疎地域の港湾においても防波堤や岸壁、物揚場等の基本施設は整備されており、今後は老朽化対策や利便性の向上等により港湾機能の充実を図る必要がある。

(3) 道路・交通・通信網

① 道 路

過疎地域における道路の整備は、広域的交流と均衡ある発展に寄与するため効率的、計画的に取り組む必要がある。

広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号）を基軸とした幹線道路ネットワークなどの整備と併せ、これらを連絡する県道及び日常生活基盤としての市町道に至るまでの道路ネットワークの整備を地域の特性を踏まえつつ一元的、総合的交通体系のもとで選択と集中により取り組む。

また、基幹的市町道については、計画的な整備に努める必要がある。さらに、道路橋などの道路施設については、今後、老朽化が予想されることから、計画的な点検や補修・更新等に取り組み、適切な維持管理に努めていく必要がある。

② 地域の生活交通の確保

今後の更なる少子高齢化の進展や人口減少により、輸送需要の拡大が見込めない中で、バス路線及び離島航路の利用促進や利便性の向上を図り、また、地域の実情とニーズに応じた移動手段を持続可能なものとするのが課題となる。

③ 鉄 道

都市と地域、地域と地域の交流を促進し、地域の持続的発展を図るために、在来線や松浦鉄道の利便性確保等が重要な課題となっている。

④ 通信施設

過疎地域の不利な条件の一つである時間や距離（移動）の制約の克服には情報通信技術（ICT）の活用が効果的であり、これまでも施策を行ってきたところである。引き続き、固定系通信又は移動系通信により超高速ブロードバンド等を利用できる環境や携帯電話の通信環境が必要である。

(4) 生活環境施設等

① 水 道

地域の公衆衛生の一層の向上のため、老朽化した水道施設の整備促進を行う必要がある。

② ごみ処理施設等

ごみ処理施設について、県央地域（唐津市）の焼却施設は老朽化のため、今後、施設の更新や広域的なごみ処理を行うための施設が必要である。

③ 下水道等污水处理施設

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全のため、公共下水道事業等の推進を図る必要がある。

④ 消 防

広域圏の整備計画とあわせて、地域の実情に応じて、人員の確保、消防ポンプ自動車、高規格緊急自動車等の整備、救急・救助資機材等の整備を図るとともに防火水槽の設置等の消防水利の整備・充実や消防団組織の育成等が必要である。

(5) 高齢者等の保健及び福祉

① 高齢者の保健及び福祉

総人口及び現役世代が減少する中で、本県の高齢者（65歳以上）人口は、2025年前後にピークを迎えた後、2040年頃まで横ばいで推移し、その後減少に転じる見込み。75歳以上の人口は、2035年まで伸び続け、高齢化は今後更に進展することが見込まれる。2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり、更に介護を必要とする高齢者が増加する。

全ての高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生活ができ、元気に活躍する、明るく豊かな地域共生社会を目指して、地域の実情に応じたきめ細かな各種保健福祉施策の、なお一層の充実を図る必要がある。

また、生涯を通じた健康づくりに県民一人一人が自発的に取組めるように地域、市町、関係機関・団体等が連携を取り、保健福祉サービスの充実・環境整備を図る必要がある。

② 児童の保健及び福祉

子育てに喜びや楽しみを持ち安心して子どもを産み育てることができ、また、子ども自身が健やかに成長できる社会の実現を図る必要がある。

③ 障がい者の保健及び福祉

障がい者が地域の中で安心して生活できる共生社会を目指し、自立と社会参加を推進するためには、障害福祉サービス等の充実や住まいの場、働く場を確保するとともに、障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」に対応した、きめ細かい事業展開を図ることが必要である。また、地域住民一人一人が障害（者）のことを正しく理解する

ことが必要である。

(6) 医療

身近な医療需要や救急患者に対応できるよう必要な医療提供体制を確保するなど、過疎地域の住民にとって安心感のもてる良質かつ適切な医療提供体制の整備が必要である。

(7) 教育文化施設

過疎地域における学校施設は、地域交流の場や災害時の避難の場としての意義も大きいことから、施設整備の充実を図るとともに、通学上の問題が多い山間地や離島などについては、通学方法の確保対策が必要である。

公民館は地域における家庭教育・子育て、青少年の健全な育成とともに地域コミュニティづくり等の支援を行う拠点として、また地域住民の生涯学習ニーズにも応えられるよう機能面、施設設備面でも更に充実を図る必要がある。また、図書館、資料館や文化ホールなどの機能を有する文化施設についても、引き続き整備を進めていく。

(8) 財政

過疎地域は他の地域と比べ厳しい財政状況の中にあるが、それぞれの過疎地域の創意工夫により、各地域が抱える課題の解決に資する動きを加速させ、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現できるよう、財政的な支援等が必要である。

(9) 公共施設

廃校等を社会教育施設や地域間交流施設に転用し有効活用されている事例がある一方で、利用率が低く活用が不十分な施設もある。今後は、遊休施設の利活用と利用率が低調な既存公共施設の効率的、効果的な運営に努める必要がある。

(10) 集落

人口減少及び少子高齢化の進展によって、過疎地域を中心に地域コミュニティの維持が困難な集落が今後出てくることが想定される。

(11) 各地域における現状と課題

○北部山間地域

ア 現状

人口は依然として減少傾向にあり、高齢化率は44.3%（令和2年）で県内過疎地域の中でも高い水準にある。普及率が8.6%（令和5年度末）と非常に低い水道施設をはじめとする生活環境などの基盤整備において低位にある。

就業構造は第1次産業人口の構成割合が31.1（令和2年）と県平均を大きく上回っている。

イ 課 題

冷涼な気象条件や比較的都市部から近いという交通アクセスに恵まれた山村という地域の特性を活用した農業・林業の振興や県が推進する「OPEN-AIR佐賀」によって、佐賀の豊かな自然を活かした観光関連施設整備の推進に努める必要がある。

また、道路整備及び上下水道の整備等の生活基盤の整備を促進して定住環境の向上を図るとともに、高齢化の急速な進展に対応した施策を講じていくことが必要である。

○北部沿岸地域

ア 現 状

人口の動向は一時横這いとなったものの、依然漸減の傾向を示しており、高齢化率は44.3%（令和2年）と県平均よりも高い水準を示している。

イ 課 題

生活環境、医療などの施設整備を促進し定住環境の向上を図る必要がある。また、まとまった畑作地帯、豊かな海という地域の特性を活かした農業、水産業の振興や自然、歴史資源を活用した観光の振興を図るとともに、高齢化に対応した施策を講じていくことが必要である。

○県央地域

ア 現 状

人口の動向は横這いとなったものの、再び減少に転じている。高齢化率は39.6%（令和2年）と県平均よりも高い水準を示している。就業構造は第2次産業及び第3次産業で約9割（令和2年）を占めている。

イ 課 題

今後、高速交通ネットワークの整備による優れた交通条件を活かして、地域産業の一層の振興に努め、雇用の創出や住環境の整備による若者の定住を促進するとともに地域の資源を活用し観光の振興を図り、高齢化に対応した施策を講じていくことが必要である。

○県西地域

ア 現 状

人口は依然として減少傾向であり、高齢化率は36.8%（令和2年）と県平均よりも高い水準にあり、就業構造は、第2次産業及び第3次産業で9割強（令和2年）を占めている。

また、有田焼の生産に係る技術者の高齢化が進んでおり、深刻な後継者不足に直面している。

イ 課 題

情報通信技術の進展に伴う消費構造の変化や、大型店の出店などの影響により、小規模な商店は大きな影響を受け、空き店舗が増加傾向にある。観光資源や農業との連携を深め、地域ぐるみで商業活動の活路を見出すことが必要である。

○杵島地域

ア 現 状

人口は昭和50年から昭和55年まで微増し、その後微減傾向にあり、高齢化率は34.8%（令和2年）と県平均よりも高い水準にある。就業構造は第2次産業及び第3次産業で約8割（令和2年）を占めているが、所得水準は県平均の84.9%（平成29年、一部過疎地域除く）にとどまっている。

交通条件に恵まれており、市街地開発が行われ、大型店舗の立地等も見られる。

イ 課 題

九州横断自動車道、国道34号、有明海沿岸道路、JR長崎本線及びJR佐世保線の基幹交通網を活かした優良企業の誘致・育成に努め就業の場の創出、下水道等污水处理施設などの住環境を整備し、定住の促進を図るとともに、高齢化に対応した施策を講じていく必要がある。

○南部沿岸地域

ア 現 状

人口は依然として減少傾向であり、高齢化率は38.9%（令和2年）と県平均よりも高い水準を示している。就業構造は第1次産業人口の構成割合が29.4（令和2年）と県平均を大きく上回っており、果樹栽培、施設園芸、畜産等に積極的に取り組んでいる。

イ 課 題

今後、地域産業の一層の振興に努め、住環境の整備による若者の定住を促進するとともに地域の資源を活用し、観光の振興を図り、高齢化に対応した施策を講じていくことが必要である。

3 過疎地域持続的発展の基本的な方向

(1) 基本的な方向

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている。

また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が懸念される中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。

一方で、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっている。

このような状況に鑑み、近年における過疎地域への移住者・関係人口の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。

(2) 各地域の基本的な方向

総合的かつ計画的な持続的発展のための施策を推進するため、各地域の基本的な方向を地域別に定める。

① 北部山間地域

ア 都市圏域に近いという地の利を活かす

脊振山地に位置し、福岡都市圏域に近接していることから、今後も安定的な来訪者数が見込まれるため、地域間交流の促進や県が推進する「OPEN-AIR佐賀」によって、佐賀の豊かな自然を活かした観光関連施設の整備を図る。

さらに、福岡都市圏域等からの若年者の定住を図るために、道路など生活環境基盤を整備し、地域間交流を促進するとともに、地域の活性化を推進する。

イ 豊かな自然を活かす

自然志向の高まりの中、福岡都市圏域等からの観光客が増加しており、夏季冷涼な気象条件と緑豊かな自然、多彩な農林産物などを活かし、付加価値の高いサービスの展開により、観光資源の充実を図り、福岡都市圏との交流による観光産業の振興を推進する。

また、地域の住民が快適な生活を満喫できるように生活環境の整備や教育等の充実を図る。

ウ 高齢者を活かす

増加している高齢者がいつまでも元気に地域で生活できるように、保健、医療、福祉の総合的なサービスを受けることができるようにするとともに、高齢者が地域に活力を生み出す一員として活動できるように、生きがい対策を実施する。

② 北部沿岸地域

ア 海を活かす

玄海の美しい景観や新鮮な海の幸、大陸との交流と歴史のロマンなどを活かし、今後も安定的な来訪者数が見込まれることから、一年を通して個性豊かな自然・文化・

歴史・グルメ・アクティビティを楽しむことができる「ルート・グランブルー」のような広域観光ルートの整備や、夕日が沈む絶好のロケーションを活かした「OPEN-AIR佐賀」の環境整備を図る。

また、地場産業である農業及び漁業と観光との連携強化を図るため、地域の基幹産業である農業生産の安定と水産業の積極的な振興、さらに地域資源の活用による産業の振興及び起業を促進する。

加えて、交通体系、生活環境及び医療体制の整備を通じて定住の促進を図る。

イ 高齢者を活かす

増加している高齢者がいつまでも元気に地域で生活できるように、保健、医療、福祉の総合的なサービスを受けることができるようにするとともに、高齢者が地域に活力を生み出す一員として活動できるように、生きがい対策を実施する。

③ 県央地域

ア 佐賀市と唐津市の間位置する地の利を活かす

佐賀市から唐津市を結ぶ交通の要路にある。野菜・果樹等農産物に恵まれ、多数の誘致企業及び店舗が立地しており、しかも本県のほぼ中央部に位置し、通勤等の利便性がよいことから定住環境等の整備を図る。

イ 九州横断自動車道、西九州自動車道及び佐賀唐津道路を活かす

九州横断自動車道、西九州自動車道及び佐賀唐津道路を活用した企業誘致の推進と地域の農産物等の生産・加工・販売・宣伝を一体化した農林業の複合的経営手法の積極的導入及び商工業の振興を図る。

ウ 高齢者を活かす

増加している高齢者が元気に地域で生活できるように、保健、医療、福祉の総合的なサービスを受けることができるようにするとともに、高齢者が地域に活力を生み出す一員として活動できるように、生きがい対策を実施する。

④ 県西地域

ア 陶磁器産業・文化を活かす

400年の伝統と歴史を有する有田焼の更なる振興を図るため、原材料の確保をはじめ、多様化する市場ニーズに応じた新商品や新技術の開発、国内外における販路拡大、多様な人材の確保・後継者育成等の取組を支援する。

イ 観光資源を活かす

魅力ある観光資源・伝統文化・特産品などを生かした着地型観光・交流プログラムや新たな観光コンテンツの開発を行い、観光まちづくりを推進する。

また、地域のストーリーと周遊性を持った広域観光体制の充実を図っていき、通

年観光客の増加につなげる。

ウ 高齢者を活かす

増加している高齢者が元気に地域で生活できるように、保健、医療、福祉の総合的なサービスを受けることができるようにするとともに、高齢者が地域に活力を生み出す一員として活動できるように、生きがい対策を実施する。

⑤ 杵島地域

ア 西九州地域の交通の要衝という地の利を活かす

九州横断自動車道、有明海沿岸道路及び西九州地域への鉄道・道路の結節点である立地性を活かし、地域間の連携強化や交流促進のための道路整備を実施するとともに、地域への企業の積極的誘致や観光施設の整備や広域観光情報の提供機能の整備を図る。

住民にとって住み良い生活環境の整備や、本県の貴重な資源である有明海の水質を守るためにも、下水道等污水处理施設の整備を促進する。

イ 高齢者を活かす

増加している高齢者がいつまでも元気に地域で生活できるように、保健、医療、福祉の総合的なサービスを受けることができるようにするとともに、高齢者が地域に活力を生み出す一員として活動できるように、生きがい対策を実施する。

⑥ 南部沿岸地域

ア 豊かな食材を活かす

自然豊かな山と海に恵まれ、年間を通じて季節の山海の食材を提供できることから、食材豊かな地域として情報発信を行い、交流人口の拡大を図る。

イ 豊かな自然を活かす

農林水産一次産品に地域内で付加価値を加え、観光との融合により地域の雇用を確保し、地域の活性化を図る。

ウ 高齢者を活かす

増加している高齢者が元気に地域で生活できるように、保健、医療、福祉の総合的なサービスを受けることができるようにするとともに、高齢者が地域に活力を生み出す一員として活動できるように、生きがい対策を実施する。

4 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

過疎対策としての各種施策は、行政サービスの効率化の観点からも地域社会の実態にふさわしい広域的な実施が必要となる場面がますます多くなっており、広域共同的な事業の実

施に取り組むことが必要である。

このため、過疎地域の持続的発展のための諸施策を推進するに当たっては、佐賀県施策方針や離島振興計画等諸計画における過疎地域の位置付け及び機能分担を考慮し、総合的な調整を図りつつ、広域的な視点に立って、施策の実施に努めていくこととする。

II 移住及び定住、地域間交流の促進、人材の育成

1 移住及び定住

人口減少社会を迎え、佐賀県の人口は全国平均を上回るペースで減少しており、このままでは地域の活力低下が懸念されることから、県外の方に佐賀県の素晴らしさを知ってもらい、移り住んでもらうための取組を促進する必要がある。

特に中山間地・離島・県境の多くの地域では、人口減少率及び高齢化率は佐賀県の平均を大きく上回っていることから、関係人口や移住者を増加させることで地域の活性化を図るとともに、地域の誇りや自発の地域づくりの想いを後世に伝えることが必要である。

移住希望者に佐賀県の暮らしやすさ等を発信するため、市町と連携したセミナーや移住相談会、体験ツアー等を通して佐賀県に共感してもらい、新たな人の流れを創出する。

2 地域間交流の促進

地域を訪れ、何らかの形で地域とつながりを有する交流人口・機会の増加は、定住による人口増加、地域の雇用の創出、特産品の発見、販路拡大などの経済効果をもたらすほか、人的ネットワークの形成により、地域の活性化に寄与するとともに、姉妹都市交流のような他地域との交流を通して地域の貴重な自然や文化の良さに触れ、自らの地域に自信や誇りを持つなど地域間交流を通じて得られる効果は大きい。

都市部の若者を中心に自然志向が高まる中、グリーンツーリズムの推進や気軽に滞在できる交流拠点の活用、担い手不足が課題となっている過疎地域とのマッチングなど、地域が地域の個性・独自性を活かして、他の地域と交流を行い、相互のニーズを充足させ、新たな地域の持続的発展、関係人口の創出を目指す。

また、令和4年に開業した西九州新幹線を活かして、観光や移住などの人の流れの活発化を図る。

3 人材の育成

過疎地域において、地域住民による地域資源を活用した自発的かつ主体的な地域（自発の地域）づくりの核となる人材の育成・確保のためには、若い世代が地域づくりに興味を持ち、活動を担う人材となる仕組み作りが必要。

そのため、若い世代が地域づくりに興味を持ち、活動に参画するきっかけをつくり、新たな自発の地域づくりの動きの創出に努める。

また、自発的な地域づくりの取組へのチャレンジや取組の継続に向けた若い世代への支援を市町と連携して実施するため、過疎地域持続的発展支援交付金事業の活用を検討する。

さらに、過疎地域の持続的発展に資する多様な人材の確保のため、過疎地域等政策支援員の活用について検討する。

この他、地域の担い手を探す地域と大学生等の若年層をつなげることで、地域の担い手の確保を図る。

Ⅲ 産業の振興

1 産業振興の方針

産業の振興は、就業の場（雇用）の創出等を通じて、人口（特に若者）の流出防止や他の地域からの人口流入につながることから、過疎地域の持続的発展のために、極めて重要である。

過疎地域は、立地面や人口面の不利などの理由により、産業が衰退し、生活基盤の確保が困難なことから更なる人口流出を招くといった構造的問題を抱えてきた。

しかし、近年、情報通信技術を利用した働き方の普及、価値観の多様化による田舎志向の増加、大規模災害や感染症による社会情勢の変化などにより、過疎地域の価値が見直される潮流が生まれており、企業進出や移住の受入は地域活性化の重要な要素となっている。

このような状況を踏まえ、過疎地域それぞれの地域特性や地域資源を活かし、環境面にも配慮しつつ、その持続的発展に向け以下の施策を推進していく。

- ①農林水産業の振興
- ②地場産業の振興
- ③企業の誘致
- ④起業の促進
- ⑤商業の振興
- ⑥観光
- ⑦港湾
- ⑧情報通信産業の振興

2 農林水産業の振興

(1) 農業

本県農業が将来にわたり発展していくため、収益性の高い品目への転換、スマート農業の導入、新規就農者の確保・育成、担い手への農地の集積・集約、地域資源を活かした農村ビジネスの創出などにより、稼ぐ農業の確立を推進する。

また、生産基盤の整備や農業用水利施設の適切な維持・管理をはじめ、ワイヤーメッシュ柵等の導入による有害鳥獣対策や、日本型直接支払制度等を活用し、県土保全や水資源涵養などの多面的機能も考慮した地域振興対策を図る。

さらには、ホームページやSNSなどを活用して、佐賀の農業・農村について、情報発信やPRを行う。

なお、地域別の振興方向と対策は次のとおりとする。

① 北部山間地域

- ・トレーニングファームを活用した新規就農者の確保・育成を推進する。
- ・近隣集落と連携する機会利用組合、企業や法人などの農業参入など、多様な担い

手の育成を推進する。

- ・農福連携による農作業受委託の取組を推進する。
- ・園地の流動化による担い手への農地集積を推進する。
- ・夏季冷涼な気候を生かした雨よけ栽培などによる野菜づくりを推進する。
- ・みかん園地における効率的な水利用の再構築を図る。
- ・多様な農業生産に対応できる小規模基盤整備を実施する。
- ・地域ぐるみの農作物被害を軽減する有害鳥獣対策を推進する。
- ・6次産業化商品の磨き上げや地域資源を活かした農村ビジネスを推進する。

② 北部沿岸地域

- ・トレーナー制を活用した新規就農者の確保・育成を推進する。
- ・収穫機などの省力化機械の導入とあわせて露地野菜の生産拡大を推進する。
- ・キャトルステーション、ブリーディングステーションを核とした肉用牛繁殖基盤の強化及び繁殖肥育一貫経営の取組拡大を図る。
- ・棚田米など、中山間地域の条件を活かしながら、特色のある米づくりを推進する。
- ・担い手への農地の集積・集約に必要な農地整備を推進する。
- ・地域ぐるみの農作物被害を軽減する有害鳥獣対策を推進する。
- ・6次産業化商品の開発など農村ビジネスを推進する。

③ 県央地域

- ・企業や法人の農業参入など、多様な担い手の育成を推進する。
- ・農福連携による農作業受委託の取組を推進する。
- ・収穫機などの省力化機械の導入とあわせて露地野菜の生産拡大を推進する。
- ・棚田米など、中山間地域の条件を活かしながら、特色のある米づくりを推進する。
- ・園地の流動化による担い手への農地集積を推進する。
- ・みかん園地における効率的な水利用の再構築を図る。
- ・地域ぐるみの農作物被害を軽減する有害鳥獣対策を推進する。
- ・6次産業化商品の開発や直売所等と連携した農村ビジネスを推進する。

④ 県西地域

- ・近隣集落と連携する機械利用組合、企業や法人などの農業参入など、多様な担い手の育成を推進する。
- ・町内の食品加工会社と連携した高菜を始めとした露地野菜の生産拡大を推進する。
- ・所得向上のための新規作物の作付けを推進する。
- ・地域の特性を活かした、特色ある米の生産や消費者との交流を通じて、消費者に魅力のある「売れる米づくり」を推進する。

⑤ 杵島地域

- ・トレーニングファームや園芸団地等を活用した新規就農者の確保・育成を推進する。
- ・収穫機などの省力化機械の導入とあわせて露地野菜の生産拡大を推進する。
- ・統合環境制御技術等の先端技術活用による施設野菜の単収向上、省力化を推進する。
- ・水田農業を担う大規模生産者や集落営農法人の育成・経営発展を推進する。
- ・離農者の施設・機械の継承など、初期費用の低コスト化による施設園芸に参入しやすい体制づくりを推進する。
- ・6次産業化商品や直売所への体験農園の併設など農村ビジネスを推進する。
- ・地域ぐるみの農作物被害を軽減する有害鳥獣対策を推進する。

⑥ 南部沿岸地域

- ・トレーニングファームや園芸団地等を活用した新規就農者の確保・育成を推進する。
- ・中山間地域の条件を活かしながら、特色のある米づくりを推進する。
- ・果樹担い手の規模拡大と、根域制限栽培や優良品種への改植等による高品質果樹の生産を推進する。
- ・農地中間管理機構関連整備事業等を活用した園地基盤の再整備を推進する。
- ・体験農園や農泊等の農村ビジネスを推進する。
- ・農地の維持や農村の活性化に向けた集落の話合いと具体的取組を推進する。
- ・地域ぐるみの農作物被害を軽減する有害鳥獣対策を推進する。

(2) 林業

「稼げる林業」の実現をしていくため、成熟した森林資源を活用し、「木を伐って、使う。伐った跡に植えて、育てて、また伐る」という森林・林業の好循環を作り出し、「持続可能なさかの森林・林業の確立を目指すとともに、森林の持つ水源の涵（かん）養など公益的機能を高め、健全な森林の育成を進める。

このため、林業の担い手の減少傾向に歯止めをかけ、人材を確保するため、「さが林業アカデミー」により、即戦力となる担い手の確保と育成に取り組む。

また、担い手の確実な定着を図るには、給与などの担い手の待遇改善を進めることが必要であるため、小規模で分散する森林の集約化を支援し、間伐などの作業効率や生産性の向上による森林組合等の経営基盤の強化を図る。

さらに、地球温暖化等の環境問題に対する関心が高まる中、循環型社会を構築するうえでも、資源の循環が可能で環境にやさしい木材の利用拡大や、花粉の少ないスギ品種など、社会のニーズに応じた苗木の開発、生産の拡大を推進する。

○ 北部山間地域及び県央地域

両地域は、スギを中心とした人工林の割合が約8割と非常に高い。基幹林道等の生産基盤も整っている。

このことから、適切な間伐の実施と間伐材の森林整備を推進するとともに、収穫期に達した人工林については収穫伐採と伐採後の再造林を確実に行う。

また、地域の森林整備の担い手として中心的な役割を果たしている森林組合等の林業事業体の機械化の推進、労働環境の改善などにより体質の強化を図る。

さらに、地域の加工施設の活用などにより地域材の高付加価値化を図る。

○ 北部沿岸地域

当地域の森林は広葉樹林のほか、土地利用の主体である農地（畑）や居住地を保全するヒノキ等の防風林が多い。

シイ、タブ、カシ等の照葉樹に加え、マツ林が比較的多く残存しているが、近年、シイ、カシ類では一部にカシノナガキクイムシが媒介するナラ枯れの発生報告があるほか、マツ林では依然としてマツノマダラカミキリが媒介して松枯れが発生しており、適切な防除対策を講じるなど森林の機能保全を重視した整備を進めるとともに、少ない人工林については、適切な森林整備を推進する。

○ 県西地域

隣接する伊万里市には、臨海部に集成材等の木材関連企業が集積し、物流までを一貫して行う木材コンビナートが形成されていることから、間伐等の適切な森林整備と併せて収穫期に達した人工林については収穫伐採と伐採後の再生林を確実に進める。

また、近年の森林に対する期待は多様なものとなっており、森林空間の総合的な利活用を推進する。

④ 杵島地域

当地域の森林は、比較的緩やかな丘陵山地に分布しており、山麓に密集する集落に近接し、山地災害保全機能や貴重な水源林としての役割が高い。

スギ・ヒノキの人工林については適切な間伐等の森林整備と間伐材の利用を推進する。

⑤ 南部沿岸地域

当地域の民有林は約3千7百haで、人工林の割合は約7割と高い。当地域では、森林組合が中心となり、無節材や大径材などの優良材の産地を目指し、「多良岳材」のブランド化に早くから取り組まれており、そのブランド化の確立に向けた取組を推進する。

さらに、地域の加工施設の活用などにより地域材の高付加価値化を図る。

(3) 水産業

漁業生産の増大と漁家経営の安定化を図るため、次のような施策を実施する。

○北部沿岸地域（玄海地区）

ア 漁船漁業の振興

漁船漁業の振興を図るため、増殖礁整備等の沿岸漁場の総合的整備・開発を推進するとともに、(公社)佐賀県玄海栽培漁業協会と連携して種苗の放流等を中心とした栽培漁業についても推進する。近年の気候変動に対応した漁業種等の変更を検討していく。

イ 資源管理型漁業の推進

漁業者自らが資源管理協定を策定し、資源の合理的・持続的利用を図り、水産資源の適正管理を行う資源管理型漁業を推進することで、資源の増大及び漁業生産の安定向上を図る。

ウ 養殖業の振興

養殖業については、漁場の適正利用と技術開発等による品質向上に努める。
さらに、海域特性に応じた魚介類養殖業と漁船漁業などとの複合経営を推進する。

エ 水産流通加工体制の整備

漁協の共同出荷体制の整備を図り、本地域で水揚げされる中高級魚介類を前面に出した玄海産の「唐津ん魚」ブランドイメージを維持・向上させ、魚介類の消費拡大に取り組むとともに、多様化する消費者ニーズに対応した特色ある水産加工等の体制整備を促進する。

オ 漁港施設の整備

つくり育て管理する漁業の推進のため漁港機能の維持・強化を図るとともに、快適で潤いある漁港漁村の形成や、就労環境の改善に配慮した漁港施設の整備を促進する。

○杵島・南部沿岸地域（有明海地区）

ア 漁船漁業の振興

漁船漁業の振興を図るため、増殖礁の整備やタイラギ等二枚貝を食べるナルトビエイの駆除等の沿岸漁場の総合的整備・開発を推進するとともに、佐賀県有明海漁業協同組合と連携して種苗の放流等を中心とした栽培漁業についても推進する。

イ 資源管理型漁業の推進

漁業者自らが資源管理協定を策定し、資源の合理的・持続的利用を図り、水産資源の適正管理を行う資源管理型漁業を推進することで、資源の増大及び漁業生産の安定向上を図る。

ウ 養殖業の振興

養殖業については、気候変動に対応した漁場の適正利用と技術開発等による品質向上に努めるとともに、合理化や競争力の強化のための施設整備など、さらなる安定生産に向けた取り組みを強化する。

エ 水産流通加工体制の整備

本地域で水揚げされる中高級魚介類を前面に出した有明産のブランドイメージの形成に取り組むとともに、多様化する消費者ニーズに対応した流通等の体制整備を促進する。

オ 漁港施設の整備

つくり育て管理する漁業の推進のため漁港機能の維持・強化を図るとともに、快適で潤いある漁港漁村の形成や、就労環境の改善に配慮した漁港施設の整備を促進する。

3 地場産業の振興

過疎地域における地場産業の振興は、雇用機会の創出、所得水準の向上等、地域経済の活性化に果たす役割が大きい。

このため、地場産業が、多様化・高度化する生活者ニーズに的確に対応できるよう商品開発力や商品価値の訴求力、技術力の強化、人材の育成、販路拡大、情報通信技術等を活用した販売促進や情報発信等、経営資源の充実・強化、事業承継について支援するとともに、地域の特色を活かした地場産業を次のような方向に沿って育成していく。

① 北部山間地域

気象条件などの地域特性を活かした高冷地野菜等を加工した漬け物、菓子などの特色ある農林産加工品や、民芸品づくりを推進する。

② 北部沿岸地域

玄界灘の魚介類を加工した冷凍食品・粕漬け、柑橘類を加工した菓子、農畜産物の加工による特産品づくりを推進する。

③ 県央地域

柑橘類や伝統野菜をはじめとする農林産物の加工を中心とした特産品づくりを推進する。

④ 県西地域

400年以上の歴史を有する陶磁器等の工芸品づくりを推進する。

⑤ 杵島地域

水産加工食品並びに味噌や漬け物、菓子等の農産加工品づくりを推進する。

⑥ 南部沿岸地域

農林水産一次産品に付加価値を加えた加工品、特産品づくりを推進する。

4 企業の誘致

企業誘致は、就業の場の創出や地域経済への波及効果により、若者等の人口流出の抑止・流入の促進や地域の活性化につながることから、極めて重要な課題として取り組んでいる。

産業用地やオフィススペースの確保をはじめとする産業基盤については、企業の立地ニーズや社会経済の動向等を総合的に勘案し、過疎地域を含む県内全域で確保を図り、企業

の誘致を促進し、その効果が過疎地域にも十分に波及するように取り組んでいく。

5 起業の促進

過疎地域の持続的発展には、地域の産業資源や特性に根ざした取り組みに加え、立地面など過疎化の要因に左右されない、革新的なビジネスアイデアによる新たな産業の創出・育成・展開を可能とする環境整備が重要である。

その実現に向け、県有施設の「佐賀県産業イノベーションセンター」を中心として、起業家発掘・育成・事業拡大まで一貫した伴走型できめ細やかな支援を行い、地域の活性化につなげていく。

農村部においては、地域の農産物や景観等の資源を活用した農家民宿などの農村ビジネスの創出を促進する。また、クリエイターとの連携を通じて、成功事例を生み出し、県内に波及させていくとともに、ホームページやSNS等のデジタルツールを活用し、佐賀の農業・農村の魅力について積極的に情報発信やPRを行っていく。

6 商業の振興

過疎地域の商業を取り巻く環境は、都市部郊外や主要道路沿いに立地する大型店舗等との競合、人口減少による商圈の縮小等、厳しさを増していることから、創業や新たな事業展開、キャッシュレス化等の時代の潮流に即した対応など事業者の積極的な取組を支援する。

また、事業者の経営安定とともに経営力の向上のため、多様化・複雑化する経営課題に対して、個々に応じた支援が行われるよう、支援機関の中核である商工団体に対して、職員の支援スキルの向上などの取組を支援する。

7 観光

山岳・海岸等の優れた自然資源や史跡・寺社等豊かな歴史文化資源など、佐賀ならではの観光資源を活かし、自然・歴史・文化等を有機的に結び付けるとともに、農林水産業・地場産業との連携、自然環境や景観等にも配慮した観光地域づくりを推進する。

併せて、観光客の誘致拡大、受入環境の整備及び観光地域等の情報発信を推進していく。

① 北部山間地域

ア 森林等の活用

この地域には脊振・北山、川上・金立、天山の三つの県立自然公園区域があり、それぞれの持つ自然豊かな地域を総合的に活用する。

イ 観光地域としての充実

レイクサイド北山や、県が推進する「OPEN-AIR佐賀」、古湯・熊の川温泉などの恵まれた自然環境や福岡都市圏との近接性といった地域特性を生かして、スポーツ合宿等を含めた宿泊滞在型観光地域としての充実を図る。

② 北部沿岸地域

ア 景観基地の形成

この地域には、玄海国定公園があり、風光明媚な海岸線や波戸岬、浜の浦の棚田、いろは島など自然景観に恵まれ、名護屋城跡などの歴史的資源を活用した景観基地の形成、国定公園利用増進を図る。

イ アクセス道路等の整備及びイメージアップの推進

各種主要アクセスの拡充により、福岡都市圏との結びつきが強化され、観光客の増加が顕著になっている。

今後は、観光客の受入環境の整備を推進するとともに、一年を通して個性豊かな自然・文化・歴史・グルメ・アクティビティを楽しむことができる「ルート・グランブルー」のような広域観光ルートの整備など、観光地域としてのブランディングを一層推進する。

ウ 体験学習の推進

修学旅行生向けの自然体験学習、農山漁村体験の人気は高く、農村民泊と体験学習を組み合わせるなど、旅行者のニーズに応じた受入環境の整備を推進する。

③ 県央地域

この地域は、天山を中心とした地域で、天山、鬼の鼻山、西溪公園、見帰りの滝、蕨野の棚田、佐里温泉などの自然資源のほか、多久聖廟、鶴殿石仏といった優れた歴史的観光資源を有している。

そのため、今後は、北山湖・古湯などとの周遊による福岡都市圏からの参加型の観光スタイルを創出するため既存の観光資源の活用を図る必要がある。

④ 県西地域

県西地域は、有田焼という伝統文化や重要伝統的建造物群保存地区の内山地区、黒髪山といった自然資源を有する。産業として発展してきた有田焼を中心に、歴史・文化や体験といった国内外観光商品の造材が図られてきており、今後も地域の様々な事業者の参画により、地域をブランディングしていく必要がある。

⑤ 杵島地域

杵島地域は有明海にも近く、六角川沿いの豊かな田園風景や杵島山等の観光資源がある。今後は、豊かな農産物を活かした魅力づくりを一層推進するとともに、田園等を活用した農村民泊や農業体験等による観光資源の活用を促進する必要がある。

⑥ 南部沿岸地域

南部沿岸地域は有明海に面しており、たら竹崎温泉を有し、竹崎カニ、カキ焼海道などの観光資源が豊富にある。加えて、農畜産品の食材にも恵まれていることから、あらゆる業種の参画により地域の魅力をブランディングするとともに、地域の特色を活かした資源の磨き上げを促進する必要がある。

8 港 湾

① 北部沿岸地域

呼子港は、リアス式の海岸線や加部島を中心とする島々に構成される玄海地域観光の拠点であるとともに玄界灘を航行する船舶の避難港、離島航路の基地として古くから重要な役割を果たしている。しかし、呼子港周辺は海岸線まで家屋が密集しており、港湾来訪者や地域の方々の憩いの場や交流の場が少ないため、交流機会の増加を図るための緑地整備を進めていく。

仮屋港は、かつて石炭の積出港として栄えたが、炭鉱の閉山後は沿岸漁業や真珠養殖の基地港としての役割を果たしており、今後も良好な港湾機能の維持を図る。

星賀港は、天然の良港であり、貨物船の母港となっており、また、向島への離島航路や漁船及びプレジャーボートの基地となっている。そのため、今後も良好な港湾機能の維持を図る。

② 杵島地域

住ノ江港は、一級河川六角川の下流に位置する河口港であり、かつては石炭積み出し港として栄えたが、現在は有明海における浅海域養殖業の水産基地として重要な役割を果たしている。しかし、有明海特有の浮泥堆積が船舶の利用に支障をきたすため、定期的な浚渫を行っていく。また、養殖業効率化による作業車の大型化等に対応するため、物揚場や道路の拡幅や改良等を行い、良好な港湾機能の維持や機能の充実を図る。

③ 南部沿岸地域

大浦港は、かつては石材積み出し港として利用されてきたが、現在は海洋工事に使用する潜水士船や起重機船等の作業船の基地港としての役割を果たしており、今後も泊地・航路の浚渫等による良好な機能を維持していく。

9 情報通信産業の振興

ソフトウェア産業や情報サービス業などが含まれる情報通信産業は、従業者1人当たり付加価値額が高く、また将来性があることに加え、その産業特性から企業立地上の制約が少なく、過疎地域の活性化と持続的発展のために有望である。

近年の労働者価値観の変化、自然災害や感染症リスクへの関心の高まりなどを追い風として、過疎地域における情報通信産業の事業化を促進するため、以下の施策を推進する。

- ① 企業誘致活動において、情報通信産業等の各種産業の成長に必要なデジタル分野の誘致を一つの柱として位置付け、地域外の有望な企業の移入による地域産業の活性化を図る。
- ② 県施設「佐賀県産業スマート化センター」をハブとして、情報通信関連事業者のビジネスマッチング等を推進し、事業展開をサポートし、ビジネス環境面での地域優位を生み出す。
- ③ プログラミング等の情報通信技術を持った人材の育成事業を実施し、人材面において地域での事業展開を支援する。

IV 情報化

1 通信施設の整備

本県では、これまで、超高速ブロードバンドの未整備地区及び携帯電話の不感地区の解消を掲げ、民間通信事業者に整備を働きかけるとともに、ケーブルインターネットの高度化や市町の施設整備に対する財政支援などを行ってきた結果、県内において、固定系通信又は移動系通信により超高速ブロードバンドを利用できる環境や携帯電話の通信環境について整備が進んできたところである。

しかし、超高速ブロードバンド等の整備が遅れている地区があり、携帯電話の通信環境については、一部の地区が不感地区となっていること等から、引き続きデジタルデバイド対策に取り組む。

2 情報通信技術（ICT）の利活用の推進

生産年齢人口の減少や急速に進む高齢化に起因する社会・経済的諸課題への解決に資する環境をより一層整備することが重要であることから、過疎地域においても、様々な社会・経済的諸課題に適切に対応していくために、ICTの利活用を推進する。

（1）情報セキュリティ等の向上

県民がICTを安全に安心して享受するため、情報セキュリティやモラルに関する普及啓発を県内の関係団体と連携して行うことで、子どもや高齢者を含む全ての世代において安全・安心にインターネットを利用できる環境の整備を行う。

（2）ICT人材・団体の育成

将来にわたって県民が不安なくデジタル社会の恩恵を享受するためには、継続的に学べる場や気軽に質問できる環境等の充実が必要であることから、ICT人材・団体等の育成に取り組む。

（3）ICTによる地域活性化

特産品の販売、観光情報の提供による交流人口の増加、地域情報の発信による地域内交流の活発化、デマンドタクシーなどの身近な移動手段の確保など、「いつでも、どこでも、誰もがICTに支えられた豊かなくらしをあたりまえのこととして享受できる佐賀県」の実現を通じて、地域の活性化に寄与する。

（4）テレワーク等の推進

勤務場所にとらわれない就業や起業を可能とするため、ICTを活用した在宅勤務、テレワーク等の推進に努めるとともに、ICTを最大限活用した企業の立地促進に取り組む。

（5）行政手続のオンライン化

県や市町の窓口に出向くことなく、自宅や事業所などから、都合のいい時間にインターネットを使って申請や届出等の手続を可能とし、より多くの県民や事業者利用されるよう行政手続のオンライン化に取り組む。

(6) 行政保有データのオープンデータ化

二次利用可能な行政のデータが、民間活力を取り入れて、新たな価値を生み出す「オープンデータ」の意義やメリットについて普及啓発を図るとともに、利活用の促進を行うことにより、地域のくらしの安全・安心の向上に取り組む。

(7) マイナンバー制度の普及及び活用

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤とされている。

「便利に使えるマイナンバーカードや情報連携等の推進により、住民の利便性の向上及び行政の効率化を図る」ことを目的として、マイナンバー制度の普及及び活用に取り組む。

V 交通施設の整備、日常的な交通手段の確保

1 交通通信体系の整備の方針

(1) 道路整備

本県では、3つの施策を基本に、道路整備を進めている。

1. 未来を拓く幹線道路のネットワークの整備
2. くらしに身近な道路の整備
3. 次世代へつなぐ強靱な道路の保全

過疎地域における、交通通信体系の整備は重要な課題であり、上記基本方針を踏まえながら、広域的交流と均衡ある地域の更なる発展に寄与する道路の整備を計画的に推進することとし、広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備を促進する。

幹線道路ネットワークに連絡する県道及び日常生活基盤としての市町村道についても、地域の特性を踏まえつつ一元的、総合的交通体系のもと選択と集中により整備に取り組む。

さらに、道路橋などの道路施設について計画的な点検及び補修・更新等に取り組み、適切な維持管理に努める。

(2) 農道、林道、漁港関連道

高速道路や主要地方道等へのアクセスや地域間の連絡などに配慮しつつ、計画的な整備を推進する。

(3) 公共交通機関

ア 鉄道

鉄道は、公共交通機関として重要な役割を担っており、地域の活性化に大きな影響を与えることから、その利便性確保等について、鉄道事業者に対し積極的な働きかけを行っていく。

イ バス路線、離島航路

バス路線及び離島航路については、地域住民の日常生活における移動手段を確保するため、その維持改善及び利便性の向上等に努める。

2 県道及び市町村道の整備

県道及び市町村道の整備については、道路整備における3つの施策を踏まえながら、地域産業の開発基盤となる道路、通勤通学のための道路、生活に密接した道路などそのニーズに対応し安全性、快適性に留意した整備を図る。

3 農道、林道及び漁港関連道の整備

農道は、生産・流通の効率化や、農村生活の利便性の向上等による過疎地域の持続的発展や定住条件の改善を図るうえで欠かせないため、整備を促進する。

林道は、森林の適切な管理や効率的な林業経営を行うために必要不可欠であるのみならず、森林の総合利用や山村地域の生活道としての機能も有しているため、森林管理道等の林道の整備を促進する。

漁港関連道については、漁獲物の流通や漁業用資材の輸送の合理化により、漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図るとともに漁村環境の改善にも繋がるため、整備を促進する。

4 住民の日常的な移動のための交通手段の確保

地域住民や交通事業者、自治体が一体となって、地域の実情やニーズに合った持続可能な交通手段を確保する。

VI 生活環境の整備

1 生活環境の整備の方針

健康で快適な日常生活を創出するため、必要性を検討し、広域的な観点から水道、污水处理、消防等の施設を地域の実情に応じて、適正に配置した整備を推進する。

2 水道、污水处理施設等の整備

(1) 水道施設

水道が一部普及していない中山間地域については、各地域の立地条件に応じた施設整備の促進を図る。

(2) 下水道等污水处理施設

佐賀県生活排水処理施設整備構想に基づき、各地域の実情に応じ公共下水道、農業集落

排水、漁業集落排水、浄化槽事業を組み合わせながら、計画的かつ効率的に汚水処理施設整備を促進する。

① 公共下水道

公共下水道の整備は、令和7年度現在、17市町で供用中（内、6市町整備完了）であり、生活環境改善と公共用水域の水質保全のため、引き続き下水道施設の整備を促進する。

② 農業集落排水施設

農業集落排水施設の整備は、全施設が供用開始している。引き続き、生活環境改善と農業用水の水質保全を図る。

また、老朽化施設が増加していることから、適切な更新整備が図れるよう機能診断の結果に基づき施設の機能強化を促進するとともに、維持管理適正化計画に基づく効率的かつ適切な維持管理を図る。

③ 漁業集落排水施設

漁業集落排水施設の整備は、生活環境改善と海域の水質保全のため、引き続き漁業集落排水施設の整備を促進する。

今後、老朽化施設が増加することから、適切な更新整備が図れるよう機能診断の結果に基づき施設の機能強化を促進する。

④ 浄化槽

浄化槽は、公共下水道等が整備されていない場所において整備をしており、生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、引き続き浄化槽の整備を促進する。

(3) 廃棄物処理施設

① ごみ処理施設

北部山間地域を含む1市1町の施設（唐津市）の老朽化が進んでいるため、広域的な施設整備を進める。

② し尿処理施設

県央地域の施設（天山地区共同衛生処理場組合）は老朽化が進んでいるため、施設整備を進める。また、杵島地域（旧北方）を含む武雄市において、施設整備を進める。

3 消防・救急・防災施設の整備

広域市町村圏等において、県内全域に常備消防体制が整備されており、各種の災害に的確に対応できるよう広域圏組合等の消防設備等整備計画とあわせて、今後とも消防ポンプ自動車、高規格救急自動車等の整備、救急・救助資機材等の整備促進を図る。

消防団については、地域防災力の充実強化を図るため団員の確保を図るとともに、地域の

実情に応じて、消防ポンプ自動車等の車両や消防団拠点施設、消防団緊急伝達システム等の消防設備及び耐震性貯水槽の設置等消防水利の整備充実を促進する。

また、防災施設等の整備として、デジタル防災行政無線施設等の整備を促進する。

Ⅶ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 子育て環境の確保

① 子育てと仕事の両立支援の推進

保育所や放課後児童クラブなど、保護者のニーズに応じて必要な保育サービスや子育て支援サービスの確保を図る。

② 地域における切れ目ない子育て支援の推進

子どもを産み育てたいと願う全ての人が、安心して楽しく子育てができるように、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談やサービスを総合的に受けられる「こども家庭センター」の設置・充実を図る。

③ 社会連帯による次世代育成支援の推進

育児の社会化による次世代育成支援に向けた気運醸成を図るとともに、子育てを地域全体で支え合う社会づくりを行う。

2 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

全ての高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活ができ、元気に活躍する、明るく豊かな地域共生社会を目指して、「第8期ゴールドプラン21」の取組みをさらに推進するとともに、介護保険法改正の趣旨を踏まえた新たな視点を加え、3分野8つの主要施策を掲げ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを推進する。

また、県民が、障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会を目指すことを基本理念とした「第5次佐賀県障がい者プラン」と少子化問題に対応するための「佐賀県新エンゼルプラン」に基づき、障がい者保健福祉の充実と安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。

さらに、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく安心して暮らすことができるよう、「佐賀県地域福祉支援計画」に基づき、「住民とともに支える地域福祉の充実」を推進するとともに、お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠中の方など、みんなが心地よく外出できる、人にやさしいまちのスタイル「さがすたいる」を広げ、人の想いに寄り添う、人にやさしい佐賀の実現を目指す。

3 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

(1) 要支援・要介護高齢者対策

高齢者の多様なニーズに柔軟に対応できるサービス提供体制の整備や、サービスの質の確保・向上を図る。

また、利用者が真に必要なサービスを適切に受給できるようケアプランの点検等介護

給付の適正化に向けた取り組みを推進する。

(2) 介護予防・生活支援対策の推進

寝たきりなどの要介護状態に陥らないため、また、生活不活発等による状態の悪化を防ぎ高齢者がいきいきと暮らすための「介護予防」や、自立した日常生活の確保を支援する「生活支援サービス」の充実を推進する。

(3) 生きがい対策の推進

意欲がある元気な高齢者が、地域社会で活躍できるよう、ゆめさが大学・ねんりんピック等の高齢者の生きがいづくり事業を実施している（公財）佐賀県長寿社会振興財団の活用をはじめ、老人クラブや様々な自主グループ等に対する支援を行う。

また、シルバー人材センターへの支援や、県民カレッジの充実など生涯学習の推進を図り、学びの場の提供や社会参加の支援、就業の支援等に取り組むことで、高齢者の社会参加を推進する。

(4) 保健センター設置推進

健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うなど、生涯を通じた健康づくりを支援することを目的とする保健センターは、地域のニーズに応じた整備が必要であり、加えて既存センターや類似施設の活用についても推進する。

4 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

(1) 児童福祉

① 安心して生み育てる環境づくり支援の推進

安心して出産・育児ができる環境を整備するため、母子保健医療体制や病児、病後児保育の充実を図る。

② 子どもの健やかな成長と自立支援の推進

子どもを取り巻く有害環境対策の推進、児童虐待の早期発見など児童虐待対策の推進を図る。

(2) 障がい者福祉

① 地域生活支援の推進

障がい者が地域で安心して生活を送ることができるように、ホームヘルプ等の生活支援サービスの充実や保健・医療サービスの充実、福祉・保健・医療従事者の人材養成・確保を促進するとともに、バリアフリーや防災・防犯対策の推進を図る。

② 社会参加の推進

障がい者が地域において能力と個性を活かした社会参加ができるように、働く場の確保、スポーツ・文化芸術活動の振興を図るとともに、障がい者のICTの活用を促

進する。

③ 障がい者理解の推進

地域の人が障害（者）について理解し思いやりと助け合いの心を育むために、障害（者）理解のための福祉教育の充実など「心のバリアフリー」を展開するとともに、教育体制の充実を図る。また、障害を理由とする差別解消及び障がい者の権利擁護を推進する。

④ ひとにやさしいまちづくりの推進

バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進や防災・防犯対策の推進を図る。

（3）地域福祉

① 地域における福祉ネットワーク化の推進

民生委員・児童委員の相談支援能力及び各市町民生委員・児童委員協議会の機能を高め、関係機関・団体との相互のネットワーク化が図られるよう努める。

② 地域福祉の担い手づくり

社会福祉従事者及び民生委員・児童委員の研修体制の充実強化など、福祉人材の育成と資質の向上を図る。

③ 福祉サービスを適切に利用できる環境づくり

福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度の普及啓発を推進するとともに、福祉サービスの質の向上を図るため第三者評価制度の体制整備を図る。

④ バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

一人ひとりの住民が住み慣れた地域で快適に暮らし、安心して社会参加できるよう、ハード・ソフト両面からの生活環境の整備を促進し、福祉のまちづくりに努める。

⑤ 買い物難民対策

移動販売車等を整備し、買い物難民対策を図る。

VIII 医療の確保

1 医療の確保の方針

地域における医療提供体制の充実・確保等を図るため、診療科や地域による医師の不足・偏在を解消するとともに、医療機関相互の機能分担と連携を図る。

このため、幅広い診療能力を有する医師の育成・定着、病診連携の促進、地域の中核的な

医療機関の整備充実など、住民に安心、良質かつ適切な医療を効率的に提供する医療供給体制の整備を促進する。

離島等のへき地については、幅広い診療能力を有する医師の育成などによるプライマリ・ケアの提供や、ドクターヘリの運航などにより重症患者等に対する高度専門医療の提供を図り、へき地の住民が安心して生活できるよう、へき地における医療が確保されることを目指す。

IX 教育の振興

1 教育振興の方針

本県教育は、「自分で自分のことを決められる子どもに育てたい」という思いの下、子どもたちが自分で考え、判断し、行動できる、また夢に向かって自分らしく伸び伸びと挑戦していけるよう、子どもの主体的な考えを尊重し、応援するとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを支えることで、高い志と佐賀への誇りを持ち、失敗を恐れず挑戦し続ける骨太な子どもの育成を推進している。

その実現のためにも、少子化が進む状況下にあっても、学校がその機能を十全に発揮し、役割を果たす必要がある。特に過疎地域においては、児童・生徒数の減少が顕著であるため、公立小中学校の規模の適正化を図るとともに、教育施設・設備の整備充実に努め、教育水準の向上を目指すことが求められる。

また、県立高校では、県全体のみならず、各地域においても学びの多様性と子どもたちの教育機会を確保するために、各校の魅力を磨き上げ、県内外からの進学を促進することで、高校及び地域の活性化を進める取組を充実させる。

こうした取組を通じ、地域との連携・協働の下、急速に変化する社会を生き抜き、佐賀の未来を担っていく人材を育成していく。

2 公立小中学校等教育施設の整備

公立小中学校の統合整備等教育施設の整備に当たっては、快適でゆとりと潤いのある学校教育環境づくり、教育・学習方法の多様化に対応した学校施設・設備の充実、さらに、地域住民への学校施設の開放を考慮した施設整備に努める。

また、老朽化した施設については長寿命化改良や改築等を計画的に推進する。

公立小中学校を統合する場合には、通学距離、通学時間、通学上の安全性、学校教育活動の実施上の影響などを十分検討するとともに、学校の持つ地域的な意義等を考慮のうえ、地域住民の理解と協力を得て行う。また、統合に伴い必要となる校舎、屋内運動場、プール等の整備を図る。

統合が困難な小規模校においては、教職員と児童・生徒のふれあいや個別指導の面における小規模校としての教育上の利点を生かしながら、教育施設・設備の整備充実を図る。

また、不登校等の児童生徒の個々の状況に応じた多様な教育機会の確保を支援する。

3 集会施設、体育施設、文化施設等の整備

人生100年時代において地域住民が生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごし、その中で各人が自己実現を図っていくためには、住民の主体的な学習活動の受け皿であり、地域コミュニティづくり等の支援を行う拠点となっている生涯学習関連施設の整備充実は重要な課題であり、広域市町村圏との連携を図りながら、公民館、図書館、資料館、体育施設などを配置し、施設相互の情報交換等、その機能の充実を図るとともに、さまざまな活動を通じて過疎地域以外の住民との交流等も図る。

X 集落の維持・整備

1 集落機能の維持

過疎地域の小規模・高齢化集落においては、若年層の減少により、集落住民で行う共同作業や伝統行事などの継続が課題となるなど集落機能の低下が懸念される。

このような集落の活性化や地域力の維持・強化を図るため、集落支援員や地域おこし協力隊等を活用し、集落機能の維持・向上を支援するとともに、集落のあり方の研究を進めるなど集落機能の維持・推進を図る。

また、集落機能の強化のためには、コミュニティ意識の醸成、地域住民同士の交流の活性化、行政効率の向上を図る集落の合併・統合、新行政区の設定等の移転を伴わない「集落再編」や、特に交通の条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な散在小集落については、生活条件の改善に努めるとともに、住民の希望や地域の実情に応じて、基幹集落への移転を含む集落の再編について、過疎地域集落再編整備事業の活用を検討する。なお、集落の移転整備にあたっては、住宅対策、移転地の準備及び跡地の効率的利用並びに離農者等に対する就労対策等必要な対策を講ずる。

2 集落の整備

集落は、地域住民同士が相互に扶助しあいながら生活の維持・向上を図る生活扶助機能、農林漁業等の地域の生産活動の維持・向上を図る生産補完機能、農林地や美しい景観等地域固有の資源、伝承されてきた伝統芸能・文化等の地域資源を維持・管理する資源管理機能を果たしている。

これまで、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づく自立促進計画等により、過疎地域住民の生活基盤強化、福祉の向上、地域格差の是正を図るため、交通通信網の整備を促進して近郊都市との連携を強めながら、集落規模に応じて文化施設、保健・福祉施設、生活環境施設等公共施設を合理的に配置し、地域住民の生活の拠点となる基幹集落を整備、育成し、都市との交流を通じた地域の活性化を図ってきた。

今後は、集落の生活基盤強化はもとより地域の担い手確保を図るために、当該地域の若者やU J I ターン者等のための良質で低廉な住宅や宅地を整備し、定住促進を図るとともに、美しい景観の維持整備を図り個性豊かな地域社会の形成に努める。

XI 地域文化の振興等

1 地域文化の振興等の方針

住民の価値観がものの豊かさに加え、これまで以上に心の豊かさを求めるようになっていくことから、住民の生活に潤いや楽しさが実感できるよう、多様な文化に触れる機会の提供等を行い、地域文化の振興に努める。

また、住民自らがふるさとの歴史や文化のすばらしさを再発見・再認識し、地域文化を発展させていくよう、支援を進める。

さらに、史跡・名勝・天然記念物・民俗文化財・重要文化財などの歴史的文化遺産を地域の財産として後世に継承していくとともに、地域資源としての活用促進を図る。

2 地域文化の振興等に係る環境整備

住民が身近に文化芸術に触れる機会を提供するための環境整備を行うとともに、伝統的な文化だけでなくメディア芸術等幅広い文化芸術活動を実施するほか、各種の広報媒体を活用し文化芸術に関する情報提供を行う。

そのほか、芸術活動や創作活動を行う住民に各種の助成制度の周知を図り、活動支援を行う。

また、住民自らがふるさとのすばらしさを再発見・再認識することにより、郷土に対する誇りを高め、地域文化を発展させるために、史跡の公有化や保存整備、その他の有形無形文化財の保存整備、公開・活用、記録作成事業等の推進を図る。

XII 再生可能エネルギーの利用の推進

1 再生可能エネルギーの利用の推進

本県では、再生可能エネルギーを中心とした社会の実現に向けて、「佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想」を策定している。

この構想では、「県内発や県にゆかりある人・企業・技術・製品等で日本・世界の再生可能エネルギー等の普及拡大に貢献」することを目指す姿とし、実現に向け4つの取組方針を定めた。

- ・ 先行して導入が拡大している再生可能エネルギーを更に拡大
- ・ 多様な再生可能エネルギー資源の活用
- ・ 再生可能エネルギー以外のCO₂の削減手段検討
- ・ 海外への展開検討

本構想に基づき、エネルギー起源CO₂の排出削減に貢献するとともに県内産業の活性化・競争力向上のための取組を進めていくこととしており、本県の自然環境や地域特性を生かす再生可能エネルギー利用を推進することで、過疎地域における雇用の創出にも寄与する。

(1) 洋上風力発電

北部沿岸地域周辺では、陸地及び沖合も含め風況が良く、玄海原子力発電所が立地することで系統接続の点でも優位性がある地域とされ、洋上風力発電事業の誘致が期待できる地域である。

洋上風力発電は、産業のすそ野が広い分野とされ、再エネ海域利用法に基づき誘致が達成できた場合、離島を中心とした北部沿岸地域に、20～30年の長期にわたる洋上風力発電設備の維持管理に関する安定した雇用機会の創出が期待できる。

このため、県でも、唐津市沖を対象として国が進める洋上風力発電事業の誘致を検討しており、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）」に基づいた議論を具体的に進めるため、有望区域への整理を国へ要望している。

（2）小水力発電

小水力発電は、昼夜を問わず安定した発電が可能であり、地域資源を活用した持続可能なエネルギーとして注目されている。佐賀県では、事業開発に係るコストとリスクを低減して小規模でも経済的に開発可能な事業モデルを構築しており、中山間地の住民が地域資源を活用して主体的に小水力発電を事業化した成功事例として全国から注目を集めている。

今後は、過疎地域を抱える県内自治体等と連携して事業モデルの改良に取り組むとともに、過疎地域における低炭素なエネルギーの地産地消拡大や、地域社会の持続可能性向上に向けて、地域の資源を活用した小水力発電の事業化に資する取組を推進する。

（3）地中熱利用

地中熱は、地中の安定した熱エネルギーを空調などに利用する省エネルギー技術であり、場所を問わず導入可能であるが、工事に必要な面積の確保が比較的容易な過疎地域は、特に導入に適している。

過疎地域において施設園芸に取り組む場合、地中熱を導入することで、重油に依存しない地球環境に優しい農業が実現できるだけでなく、農作物の安定生産や品質向上、さらには付加価値の向上にもつながり、地域の持続可能性を高める効果が期待される。

県ではこれまでに「地中熱ポテンシャルマップ」を作成し、地中熱容易さを地域ごとに可視化するとともに、施設園芸への地中熱導入に向けた実証研究を通じて、導入効果や運転方法などを検証し、技術的課題の整理・解決を進めている。

今後は、過疎地域における産業振興や生活環境の向上に向けて、地中熱の導入をさらに進めるための取組を推進する。

（4）木質バイオマス発電

本県の人工林は約 63 千 ha で、その年間成長量は約 59 万 m³と十分な森林資源を有しているが、素材（丸太）生産量は年間成長量の 1/4 程度に止まっている。この、過疎地域に豊富に賦存している未利用の木質資源をエネルギーとして利用することができれば、県内森林の循環的利用が促進され、二酸化炭素の吸収や水源涵養等森林の持つ公益的機能が向上するとともに、地域の持続可能性を高めることが期待される。

木質バイオマスのエネルギー利用を進めるためには、小規模でも経済合理性のある技術の開発や事業モデルの構築が必要であることから、中山間地域での雇用創出や経済活性化、災害防止等の公益的機能向上、地域の持続可能性向上を目的として、木質バイオマスのエネルギーとしての有効利用に向けた取組を推進する。